

裁判長認印



### 第7回口頭弁論調書

事件の表示  
期日  
場所及び公開の有無等

令和6年(ワ)第134号  
令和7年11月17日午後2時30分  
奈良地方裁判所民事部法廷で公開

裁判長裁判官  
裁判官  
裁判官  
裁判所書記官  
出頭した当事者等

和田 健  
酒本 雄一  
石丸 貴大  
山口 悠子  
原告代理人 佐藤真理  
原告代理人 大河原壽貴  
原告代理人 諸富健  
原告代理人 愛須勝也  
原告代理人 毛利 崇  
原告代理人 八木和也  
原告代理人 佐藤博文  
被告国指定代理人 馬場拓磨  
被告国指定代理人 村山 望  
被告奈良市代理人 若林直樹  
被告奈良市代理人 小野夏海  
被告国及び奈良市指定代理人 野口弘雄  
被告国及び奈良市指定代理人 酒井悠至

被告国及び奈良市指定代理人 岸野友子

被告国及び奈良市指定代理人 前田真一

被告国及び奈良市指定代理人 松本旭史

指 定 期 日 令和7年12月25日午前10時30分 進行協議 (既指定)

令和8年2月24日午後2時30分 口頭弁論

弁 論 の 要 領 等

原告

1 第9準備書面、第10及び第11準備書面各陳述

2 令和7年11月28日までに、2名の学者の意見書を提出する。

3 令和7年12月18日までに、第8準備書面についての補充の主張を記載した準備書面を提出する。

4 令和8年2月10日までに、意見書を踏まえた準備書面を提出する。

原告代理人八木

別紙の「第10、第11準備書面 要旨の陳述」のとおり意見陳述

被告ら

1 次回進行協議期日において、今月末に原告から提供される学者の意見書を踏まえて、上記書面に対する反論及び求釈明事項に対する回答の要否について、検討状況を報告する。

2 第8準備書面については反論する予定はないが、今後提出される補充の主張書面の内容によっては、反論する可能性もある。

裁判所書記官 山口悠子

## 第10, 第11準備書面 要旨の陳述

2025年11月17日 原告代理人 八木和也

本書面は、被告奈良市第4準備書面及び被告国第4準備書面のうち第3以下への反論及び関連事項への釈明を求めるものであるが、以下では反論部分につき、被告奈良市へのもの、被告国へのものの順で、その要旨を陳述する。

### 1 自衛隊法 97 条 1 項は組織規範であること

行政活動を規律する法律には、組織規範と根拠規範があります。組織規範とは、どのような行政機関を設け、各行政機関にいかに行政事務を配分するか等を内容とします。

これに対し、根拠規範とは、行政機関の具体的な活動を議会が事前承認し、その実体的要件・効果を定めたものを言います。行政が国民の権利を制限する活動を行う場合には根拠規範が必要とされています。

したがって個人情報保護法 18 条 3 項、69 条 1 項の「法令に基づく場合」とは、組織規範のみならず、根拠規範が存在することを意味するということになります。この点は、今年 7 月まで最高裁判事の職にあった我が国の行政法の権威である宇賀教授がその著書新・個人情報保護法の逐条解説 p205 にて明確に述べられているところです。

そこで被告奈良市が個人 4 情報を自衛隊へ提供した根拠としてあげる自衛隊法 97 条 1 項が組織規範のみならず、根拠規範であったのかが、「法令に基づく場合」の「法令」に当たるか否かを判断するメルクマールということになります。

ところで自衛隊法 97 条 1 項は、「都道府知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定めています。ここでは、根拠規範となるための「議会でもって事前承認したところの実体的要件・効果」というものは、どこにも定められておりません。定められているのは、単に募集事務の一部を都道府県知事及び市

町村長が行うことだけです。

この点については、内閣府の個人情報保護委員会が作成した個人情報保護法ガイドライン（乙2、奈良市から証拠提出されたものです）でも同じことが書かれています。

同ガイドラインでは、普通地方公共団体が、地域における事務を担うことを定める地方自治法第2条2項は、包括的な権能を定めているだけなので「法令に基づく場合」に当たらないと述べています。

そして、自衛隊法97条1項は、地方自治法同条9項で定められた法定受託事務（国が本来する事務を、自治体が代わってこれを行う事務）として、「地域における事務」の一類型として定められているものであることに争いがありません。

つまり、自衛隊法97条1項は、同ガイドラインが否定する典型例であるところの、包括的な権能を定めている規定ということになるわけです。

したがって、宇賀教授の解説からも、個人情報保護法ガイドラインの解説からも、自衛隊法97条1項は組織規範であるから「法令に基づく場合」の「法令」に該当しないこととなります。

## 2 自衛隊施行令120条では提供できないこと

被告奈良市は、自衛隊法97条1項に基づき自衛隊施行令120条で「資料」の提供を許容しているから個人4情報の提供は可能だと主張しております。

しかし宇賀教授が述べているとおり、根拠規範とは、議会による事前承認があるという点にこそ肝があります。国会で、いかなる場合に、どの範囲で提供できるのかを予め決めていることが前提となります。これを法律の留保と言います。

しかし、自衛隊法97条1項は、いかなる場合に、どの範囲で個人情報を提供できるのか、その手がかりとなる文言など一切ありません。自衛隊法97条1項は組織規範であることからすれば、これは当然のことです。

だとすれば、政令という内閣が定める規則でもって、国会を無視して個人情報の提供を認める規定を定めることなどできません。立法機関は国会だけに与えられた権能だからです（憲法41条）。したがって、自衛隊法施行令

120 条が提供の根拠とはなり得ません。

### 3. 法治国家でなくなること

以上のとおり、自衛隊法 97 条 1 項は組織規範でしかなく、法律は提供を許容しておりません。

仮に、裁判所が同規定（及び令 120 条）によっても「法令に基づく場合」にあたるなどとして、名簿の提供を認めてしまえば、日本が法治国家であることを止めることとなります。

例えば、厚労省設置法という組織法があります。そこでは、「厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進・・・」を任務とすると書かれています。

この「公衆衛生の向上」なる規定を根拠として、内閣が政令を定め、あらゆる感染症患者の個人情報をも病院から収集することも「法令に基づく場合」として可能ということになってしまいます。

また、物品管理法という国の財産を管理するための法律があります。この法律の 11 条 1 項で「国は、政令で定めるところにより、物品の管理に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる」と定めています。この規定を根拠に政令を定め、国有財産保持のために都道府県知事に周辺に居住する住民の氏名、年齢などの名簿を提供させることも可能となってしまいます。

ところで、日本で個人情報保護法制が進んだ背景には、EU による充分性認定を受けるためという目的がありました。個人情報の扱いに厳しい EU では、法人が EU 内で収集した個人情報を日本に持っていくには、EU から充分性認定を受ける必要があり、これに違反すれば、数 10 億円レベルの制裁金が課されます。

そして、EU が充分性認定をするか否かの判断基準として重視しているのは、行政が保有する個人情報がしっかりと法律で管理されているか否かでした。

日本は EU で法改正がなされ、新たな基準が設定された後の 2018 年～2019 年にかけて繰り返し日本では行政機関も個人情報の保護について、法令

に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために提供してはならないとされていると法務大臣が説明しておりました。

こうして日本は2019年1月23日には充分性認定をEUから受けております。が、注意しなければならないのは、いつでも充分性認定は取り消され得るもので、その判断基準は、「法の支配」が及んでいるのか、法の実装が整備されているか、そして司法による救済が機能しているかという点があげられております。

仮に、自衛隊法97条1項という組織規範ですら個人情報の提供が可能という判断を司法がしてしまうことになれば、政令を制定して情報提供がいくらかでも可能となり、日本は法治国家として機能していない国とみなされます。そうなれば、充分性認定が取り消され、日本法人はEUから締め出されることとなります。

#### 4 被告国の個人情報の取得、保有、利用について（個人情報保護法61条、62条、63条、64条、69条1項違反）

以上の法律を無視した被告奈良市による個人情報の提供は、その必然的な帰結として、提供先である自衛隊地本での保管・利用もまた、杜撰極まる結果となります。法律で要件・効果が定まっていれば、提供先もまた、当該法律による枠が自動的に嵌まり、その枠内での保有、利用に留まることとなります。しかるに、本件では一般的な事務を定めるのみの組織法で提供してしまっているため、そもそも利用目的に限定がなく、提供先で無制限の利用が可能となってしまいます。

この点、被告国は、住人への募集ハガキの送付に保有目的は限定されており、それ以外には使っていないなどと主張しております。しかし、被告国と被告奈良市とが交わした名簿提供に関する覚書には「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集のため」としか書かれておらず、そのような限定はありません。

そして、現に自衛隊は、北海道帯広市の事例ですが、自宅へ突然自衛隊員が訪問し、勧誘を行ったとの事実が確認されております。

被告国が主張する、募集ハガキの送付のために個人情報4情報の利用が限定されている実体など、どこからも確認するすべはなく、法律でも、政令で

も、覚書でも限定など付されていないわけですから、自衛隊地本は、募集目的のために、多様な用途で使っていることは間違いありません。

例えば自衛隊地本には、募集相談員というものが配置されています。公立中学校の学校区に1名の割合であり、選定基準は「防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の実情に精通した信望の有る者で特に熱意のある」者とされています。

自衛隊地本の職員は、募集相談員から、候補となる生徒の成績や健康状態、自衛隊への親和性などの情報の提供を受けているはずです。そしてターゲットがみつければ、接触し、勧誘し、試験を受けさせ、入隊させる仕事をしています。

昨今の少子化の厳しい環境下で、かかる業務を強いられている自衛隊地本の職員が、入手した個人4情報をハガキだけ送ってすぐに捨てるなどということが行われているとは全く思えず、現にそのような客観証拠などどこにもありません。

実際、自衛隊は過去に石川県の自治体から親の職業や健康状態などの提供まで受けていたことがあり、国会で問題となったこともありました。

つまり、自衛隊地本は、ひろく募集目的で個人情報の収集を企図し、募集相談員などからも情報収集し、各情報を突合せながらリクルートの対象者を絞り込むなどして、募集活動をしているわけです。

そして、こうした実体をより容易にしているのが、なんらの法的根拠なき被告奈良市からの個人4情報の提供、収集であり、法的根拠なき、国の保有・利用なのです。

もう一つ、大きな問題は、原告がそうであった通り、自らの個人情報を奈良市が自衛隊地本へ提供されていることを本人たちが知らないということです。

現在では、学校へ提供した住所などの個人情報が、本人や保護者へ説明なくPTAに提供されていたケースで、学校長が刑事告訴されるなどの事例もあるくらい、個人情報の扱いに国民は敏感になっています。

最低限、個人情報が目的を超えて提供されたのなら、いかなる目的で、いかなる団体が取得したのか、それを本人へ通知しなければならないのは、

今や社会常識です。

個人情報保護法でも、個人情報取扱い事業者には例外なく、行政機関でも本人が提供した場合には、通知を義務づけています。

これを自衛隊が通知しないのは、通知をすれば本人からの同意などおれないことを自衛隊は知っているからです。つまり本人の意思に反する利用が繰り返されているというのが実体です。

## 5 結論

以上のとおり、被告奈良市が法律の根拠に基づかず、本人へも通知されず、被告国へ個人4情報を提供してしまった結果、無際限に募集目的で個人4情報が利用されてしまっており、個人情報保護法で整備した規範が骨抜きになってしまう事態が生じております。つまり、行政が保有する個人情報を法律でもって管理するとした個人情報保護法の根本思想が、被告奈良市、被告国によって破壊されていると言うのが実情です。

本訴訟では、こうした実体に楔を打ち込み、きちんと歯止めをかけるのか、それとも法治国家であることを止めると宣言するのか、裁判所の判断一つに掛かっていると私たちは考えております。

以上